

須崎市公共下水道施設等運営事業

客観的な評価の結果

平成31年2月8日

須 崎 市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、P F I 法第 11 条の規定により、客観的な評価の結果をここに公表する。

平成 31 年 2 月 8 日

須崎市長 楠瀬 耕作

1 事業概要

(1) 事業名称

須崎市公共下水道施設等運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

須崎市長 楠瀬 耕作

(3) 事業目的

須崎市(以下「市」という。)の公共下水道は、昭和 51 年度に約 289ha の事業認可を受け、単独公共下水道として事業に着手し、漁業集落排水事業においても 2 地区を平成 5 年度に事業に着手している。

その後、市は公共下水道事業に関し、急激な社会状況の変化や、市の財政状況並びに人口減少等により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや、区域内の事業が完了していないことを勘案し、平成 22 年度に全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。しかし、平成 25 年度に開催された「高知県下水道経営健全化検討委員会(内閣府支援事業)」において、須崎市公共下水道事業は、「現在のまま推移すると事業の持続が困難になる」ことが指摘されている。

上記を踏まえて、市では、平成 28 年度に国土交通省国土技術政策総合研究所の「下水道革新的技術実証事業(B-DASH)」に応募し、終末処理場のダウンサイジング事業に着手した。また平成 28 年度より管渠等既存ストックの計画的保全管理の実施に向けた現状調査を開始するなど、抜本的な経営改善に向けて歩みをはじめている。

市は、平成 28 年 6 月、公共下水道等の運営事業について、PFI 法第 6 条に基づく民間提案を受け、国土交通省の先導的官民連携支援事業(地方公共団体等による調査実施への補助)を活用し、提案内容を検討した結果、有効性を確認したところである。

本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業(汚水)の実施に当たっては、市は PFI 法に基づく運営権を設定し、公共施設等運営事業として実施するものであり、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待している。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待している。

(4) 本事業の対象施設と概要

ア 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

公共下水道管渠（汚水）

終末処理場

雨水ポンプ場

公共下水道管渠（雨水）

漁業集落排水処理施設浄化槽（池ノ浦地区、中ノ島地区）

漁業集落排水処理施設中継ポンプ施設

クリーンセンター等

上記の を「運営権設定対象施設【事業開始時】」とする。

なお、下水道管渠を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記 に含まれるものとする。

また は、国から市に B - DASH 実証研究施設の所有権が移転された後に、運営権が設定されるものとする（国から市に B - DASH 実証研究施設の所有権が移転された後（平成 36 年度以降を予定）は、上記 と を「運営権設定対象施設」とする）。

イ 対象施設の概要

公共下水道管渠（汚水）

【供用区域の既設下水道渠】

- ・ 汚水管：約 10km

終末処理場

場所：須崎市潮田町

- ・ 供用開始：平成 7 年 10 月
- ・ 処理能力：500 m³/日（日最大）
- ・ 処理方式：生物膜ろ過併用 D H S ろ床法
- ・ 汚泥処理方式

濃縮方式 ：重力濃縮

脱水方式 ：スクリーンプレス脱水

雨水ポンプ場

(1) 名称	大間ポンプ場	須崎ポンプ場	須崎西部ポンプ場	処理場内ポンプ場	浜町ポンプ場
(2) 位置	須崎市潮田町	須崎市港町	須崎市栄町	須崎市潮田町	須崎市浜町一丁目
(3) 排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式
(4) 能力 計画時間最大排水量 (m ³ /秒)	4.62	4.54	4.93	13.63	0.66
(5) 供用開始	昭和 48 年	昭和 51 年	昭和 48 年	昭和 51 年	平成 25 年

下水道管渠（雨水）

- ・ 公共下水道管渠（雨水）：約 12km

漁業集落排水施設浄化槽（池ノ浦地区、中ノ島地区）

a 池ノ浦漁業集落処理施設

- ・ 処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					汚泥汲み取り
	人槽数 (人)	処理水量 (m ³ /日)	設置 年月日	放流水質(mg/ℓ以下)		
				BOD	SS	
須崎市浦ノ内福良 224	210	56.7	H12.3.1	20	30	20m ³

b 中ノ島漁業集落排水処理施設

- ・ 処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					備 考	
	人槽数 (人)	処理水量 (m ³ /日)	設置 年月日	放流水質 (mg/ℓ以下)			汚泥 汲み取り
				BOD	SS		
(中ノ島地区) 須崎市大谷 888 番地先	100	27.00	H6.3.24	20	30	20m ³	
(蜂ヶ尻地区) 須崎市大谷 880 番地先	90	24.30	H6.3.24	20	30	20m ³	
(白浜地区) 須崎市野見 155 番地 2	51	13.77	H6.11.25	20	30	20m ³	
(戸島地区) 須崎市大谷 906 番地	51	13.77	H6.11.25	20	30	- 海上輸 送あり	

クリーンセンター等

a クリーンセンター横浪

項 目	内 容
場所	須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1
用途	再資源化処理施設
処理方式	磁選・手選別・圧縮・減容梱包・貯留
処理能力	6.2t/日(5H)
竣工年月	平成 16 年 3 月

b 須崎市一般廃棄物最終処分場

項目		内容
場所		須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1
竣工年月		平成 15 年 3 月
埋立 処分場	埋立地面積	11,000m ²
	埋立容積	91,000m ³
	埋立方法	サンドイッチセル構造
	処理対象物	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残さ
	埋立量	(平成 27 年度実績)3,158m ³ /年(覆土含む) 697 トン/年(覆土含まない)
	施工	大林・須工ときわ・八幡建設工事共同企業体
閉鎖 処分場	閉鎖方法	地中連続壁 + 覆土 + 透気性防水シート
	面積	23,500m ²
浸出水 処理施設	処理方法	【水処理】 前処理 + カルシウム除去 + 生物脱窒素処理(接触ばっ気法) + 凝集沈殿処理 + 砂ろ過処理 + 活性炭吸着処理 + キレート吸着処理 + 消毒 【汚泥処理】 濃縮処理 + 脱水処理 + 埋立処理
	処理能力	140m ³ /日(調整槽 8,000m ³)
	計画水質	【処理水の品質】 pH:5.8 ~ 8.6 BOD:10mg/ SS:10mg/ T-N:10mg/ Ca ²⁺ :100mg/ その他項目:水質汚濁防止法に規定する排水基準値以下

(5) 運営権設定対象施設の立地

本事業のうち、運営権設定対象とする施設が立地する所在地は、以下のとおりである。

運営権対象施設	所在地
終末処理場 (平成 36 年度以降)	須崎市潮田町 3 - 13
下水道管渠(汚水)	下分甲の一部
	池ノ内の一部
	港町
	原町 1 丁目
	原町 2 丁目
	鍛冶町

東糺町
西糺町
新町1丁目
新町2丁目
青木町
東古市町
西古市町
浜町1丁目
浜町2丁目
南古市町
横町
栄町
幸町
中町1丁目
中町2丁目
西町1丁目
西町2丁目
泉町
須崎
多ノ郷甲の一部
神田の一部
押岡の一部
大間西町
山手町
潮田町
大間本町
大間東町
赤崎町
緑町
西崎町
妙見町
土崎町
桐間西
桐間東
桐間南
吾井郷乙の一部

(6) 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、P F I法第16条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民

間委託等により、選定された民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者が一体的に管理運営するものとする。

対象事業の事業方式

対象事業		事業方式	
公共 下水道 施設	下水道管渠 (汚水)	経営、企画、維持管理(巡視・ 点検、清掃、修繕)	公共施設等運営事業
	終末処理場 (B-DASH実証研究施設含 む)	経営、企画、維持管理(維持、 修繕)	包括的民間委託 公共施設等運営事業[平成36年度以降 を予定]
	雨水ポンプ場	保守点検	委託(仕様発注)
	下水道管渠 (雨水)	維持管理(維持)	委託(仕様発注)
漁業集落 排水処理 施設	浄化槽	維持管理(維持、修繕)	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理(維持、修繕)	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転管理、維持管理(維持)	包括的民間委託

(7) 業務範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、契約(公共施設等運営事業について規定する公共施設等運営権実施契約を含む)に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書(案)、実施契約書(案)に示しているとおりである。

ア 公共施設等運営事業

(ア) 経営に関する業務

- a 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)(都市計画決定)】
- b 終末処理場ストックマネジメント計画関連業務
- c 雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務
- d 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務
- e 雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務
- f 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】
- g 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】

- (イ) 運営事業計画書の作成
- (ウ) 下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する業務
 - a 計画的維持管理業務
 - b 管路ストックマネジメント計画関連業務
- (エ) 終末処理場の運転管理に関する業務（平成36年度以降を予定）
 - a 技術管理
 - b リスク管理
 - c 地域貢献
 - d 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
 - e 処理場設備機器の運転操作及び記録
 - f 水処理設備の保守運転
 - g 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
 - h 水質等の監視
 - i 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
 - j 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
 - k 終末処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
 - l 法定水質分析
 - m 沈砂、しさ、スカムの搬出、脱水ケーキの運搬、処分
 - n 環境の保持
 - o 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
 - p 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
 - q 場内の清掃、環境整備
 - r 臭気、騒音等に関する巡視

イ 終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務（事業開始～平成35年度）

- (ア) 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- (イ) 終末処理場設備機器の運転操作及び記録
- (ウ) 水処理設備の保守運転
- (エ) 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- (オ) 水質等の監視
- (カ) 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- (キ) 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- (ク) 終末処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
- (ケ) 法定水質分析
- (コ) 沈砂、しさ、スカムの搬出
- (サ) 環境の保持
- (シ) 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃

- (ス) 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
- (セ) 場内の清掃、環境整備
- (ソ) 臭気、騒音等に関する巡視

ウ 雨水ポンプ場保守点検業務

- (ア) 保守点検業務
- (イ) ポンプ場施設の設備機器の定期点検、消防設備点検、計装設備点検、軽微な補修及び塗装並びにそれらの記録及び報告書の作成
- (ウ) 保全管理業務
- (エ) 施設の設備・装置及び機器等の性能・機能を確保するための保全計画の策定及び設備関連台帳の作成及び管理
- (オ) 物品管理業務
- (カ) 設備・装置及び機器等の油脂類及び消耗品の管理及び調達

エ 下水道管渠（雨水）の維持管理業務

- (ア) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務
 - ・維持管理計画策定業務
 - ・月間維持管理計画策定業務
- (イ) 計画的維持管理業務
 - ・巡視・点検・調査業務
 - ・清掃業務
 - ・修繕業務

オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託業務

- (ア) 浄化槽の維持管理
- (イ) 浄化槽への薬剤投入
- (ウ) 中継ポンプ場の維持管理
- (エ) 臨時点検

カ クリーンセンター等の包括的民間委託業務

- (ア) 受付等業務
- (イ) 運転等業務
- (ウ) 管理等業務
- (エ) その他業務

キ 附帯事業

附帯事業とは、公共施設等運営事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境

負荷低減、地域経済の活性化等の効用が発揮される事業のことをいう。

市は、提案概要書のうち附帯事業について、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

ク 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、また事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、また事業期間中に事業者が提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、本事業の対象施設の機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において必要と考える業務、特に地域振興に資する業務等を行うことができる。

なお、事業者が本事業以外の事業を任意で行うに当たっては、本事業に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるものとする。

区分	運営権	施設所有者	設置費・改築費負担	維持管理費負担
附帯事業	設定対象	市	市	事業者
任意事業	設定対象外	事業者	事業者	事業者

(8) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日より、下水道管渠(汚水)に対して運営権の設定を受けた日(以下「運営権設定日」という。)から19年を経過する日が属する事業年度末までとする。

事業期間：平成31年10月1日～平成51年3月末日 1

- 1 下水道(運営権設定対象) : 平成31年10月1日～平成51年3月末日
- 下水道(運営権設定対象外) : 平成31年10月1日～平成36年3月末日
- 漁業集落排水処理施設 : 平成31年10月1日～平成36年3月末日
- クリーンセンター等 : 平成31年10月1日～平成36年3月末日

イ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から 19 年を経過する日が属する事業年度末までとする。

(9) 運営権対価

事業者は、下水道事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。なお運営権対価は、¥0円以上とする。

(10) サービス対価

市は、事業者に対して、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる費用の一部をサービス対価として支払う。

提案時におけるサービス対価の上限金額は次のものとする。

提案時におけるサービス対価の上限金額

¥1,082,960,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

2 事業者選定までの経緯

時期	内容
平成29年12月26日	実施方針の策定の見通しの公表
平成30年2月16日	実施方針の公表
平成30年2月16日～2月27日	実施方針に関する質問の受付
平成30年3月30日	実施方針に関する質問への回答
平成30年5月17日	事業スケジュールの変更の公表
平成30年8月15日	特定事業の選定
平成30年8月15日 (平成30年8月16日追記、平成30年8月22日修正)	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成30年8月16日～8月22日	説明会及び現地見学会への申し込み受付
平成30年8月27日	説明会及び現地見学会の開催
平成30年8月27日～8月30日	募集要項等に関する質問の受付
平成30年9月14日	募集要項等に関する質問への回答
平成30年9月14日～9月21日	参加表明書(資格確認申請書を含む。)の受付
平成30年9月21日	募集要項等の一部修正
平成30年10月5日	競争的対話(第1回)の実施
平成30年10月29日	競争的対話(第2回)の実施
平成30年12月17日	提出書類(提案書)の受付
平成31年2月8日	優先交渉権者の選定結果公表
平成31年3月(予定)	基本協定の締結
平成31年6月(予定)	運営権設定、契約の締結
平成31年10月1日(予定)	公共施設等運営事業開始

3 優先交渉権者の決定

須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会は、優先交渉権者選定基準（平成30年8月15日公表）に基づき、提案内容等の審査を行い最優秀提案者を選定した（別紙「審査講評」参照）。

市は、その結果を踏まえ、株式会社NJSを代表企業とするグループを、本事業を実施する民間事業者として選定し、優先交渉権者として決定した。

本事業の優先交渉権者は、次のとおりである。

代表企業 株式会社NJS
構成員 株式会社四国ポンプセンター
日立造船中国工事株式会社
株式会社民間資金等活用事業推進機構
株式会社四国銀行

4 事業価格及び、運営権対価

事業価格は、下記のとおりである。

¥1,082,835,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

また運営権対価は、¥ 0円である。

5 財政負担額の削減効果

落札者の入札価格に基づき、本事業をPFI事業で実施する場合の市の財政支出について、市が従来どおりの手法で実施する場合の財政支出と比較したところ、事業期間中の財政負担額が現在価値換算で、約5%程度削減されるものと見込まれる。